技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年４月２２日

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市規則第３７号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和４２年規則第６号）の一部を次のように改正する。

第５条中「は、別表第２の級別職務分類表に定めるとおり」を「の基準となるべき職務の級の内容は、別表第２の級別基準職務分類表のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるもの」に改める。

第７条第１項ただし書中「及び」を「には、扶養手当及び退職手当は支給せず、」に改める。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第５条関係）

級別基準職務分類表

職務の級	基準となる職務
１級	定型的な業務を行う職務
２級	技能又は経験を必要とする業務を行う職務
３級	主任の職務
４級	主査の職務
５級	副主幹の職務
６級	課長補佐及び主幹の職務

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与に関する規則の規定は、令和７年４月１日から適用する。